

## SDGs 未来都市鶴岡ロゴマーク使用取扱要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱はSDGs 未来都市鶴岡ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

### (ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別記「SDGs 未来都市鶴岡ロゴマーク使用ガイドライン」で定めたとおりとする。

### (ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する著作権等の一切の権利は、鶴岡市に帰属する。

### (使用の範囲)

第4条 ロゴマークを使用できるのは、次の各号に定める者とする。

- (1) 鶴岡市
- (2) 「つるおかSDGs 推進パートナー」へ登録している企業・団体等
- (3) 教育関連機関
- (4) 報道機関
- (5) その他、鶴岡市長が認める者

### (使用の申請)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ使用申請書（様式第1号）を、鶴岡市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 鶴岡市が使用するとき
- (2) 「つるおかSDGs 推進パートナー」へ登録している企業・団体等が、SDGsを推進する企業・団体等であることや活動のPRを目的として使用するとき
- (3) 教育関連の目的で使用するとき
- (4) 新聞、テレビ等報道関係機関が報道目的に使用するとき
- (5) 個人が鶴岡市に関する非営利の情報発信をするために使用するとき
- (6) その他、鶴岡市長が申請を要しないと認めたとき

### (使用の承認等)

第6条 鶴岡市長は、前条の使用申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、使用を承認するときは使用承認通知書（様式第2号）、承認しないときは使用不承認通知書（様式第3号）を申請者に送付するものとする。

2 鶴岡市長は、前項の規定により承認をする場合において、その使用方法について条件を付することができる。

3 鶴岡市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

(1) 法令または公序良俗に反するもの、または反するおそれがあるものと認められるとき

(2) 鶴岡市の信用や品位を害するおそれがあるとき

(3) 第三者の誤解を招き、または利益を害するおそれがあるとき

(4) 特定の個人、政治、思想、宗教の活動を支援するとき、または支援するおそれがあるとき

(5) その他、その使用が不相当と認められるとき

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第8条 ロゴマークの使用期間は、使用承認を受けた日から最長2年とする。

(使用上の遵守事項)

第9条 第5条の規定によるロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 使用の承認を受けた内容のみに使用すること

(2) 第6条第2項の規定により付された条件に従うこと

(3) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと

(4) 別記「SDGs未来都市鶴岡ロゴマーク使用ガイドライン」に沿って適切に使用すること

(5) ロゴマークを自己の商標若しくは意匠に使用せず、または商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと

(6) 第6条の承認を受けた権利を譲渡または転貸しないこと

(承認内容の変更)

第10条 使用者は、ロゴマークの使用の承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ、使用変更申請書（様式第4号）を鶴岡市長に提出しなければならない。

2 鶴岡市長は、使用変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更を承認する場合は承認通知書、変更を承認しない場合は不承認通知書を使用者に送付するものとする。

(報告及び調査)

第11条 鶴岡市長は、必要に応じて、使用者に対し、ロゴマークの使用状況について報告を求め、または調査を行うことができる。

(承認の取り消し等)

第12条 鶴岡市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 使用の申請または変更の申請の内容に虚偽があることが判明した場合
- (2) 使用者が第9条各号に掲げる事項を遵守しない場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ロゴマークを継続して使用することが不相当であると鶴岡市長が認めた場合

2 鶴岡市長は、前項の規定により承認を取り消すときは、承認取消通知書(様式第5号)を使用者に送付するものとする。

3 使用者は、前項の規定による通知を受けた日以後、ロゴマークを使用した物品等の使用、配布、販売、掲示等または役務の提供をしてはならない。

(免責事項、損失補償等の責任)

第13条 鶴岡市は、本要綱により、ロゴマークの使用に伴って使用者に生じた損害について一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークの使用により第三者に損害を与えたときは、その全責任を負うものとする。ロゴマークの使用の承認の取り消しにより、使用者または第三者に生じた損害についても同様とする。

3 使用者は、ロゴマークの使用による事故、苦情が発生したときは、自らの責任のもとに、適切な措置を講じなければならない。事故、苦情が発生したときは、使用者は速やかにその内容について、鶴岡市長に報告しなければならない。

4 前項に規定する事故、苦情について、鶴岡市は一切の責任を負わない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、鶴岡市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。